高等教育の修学支援新制度 (日本学生支援機構給付奨学金及び授業料減免) ~出願書類および出願手順と締切について~

1) 出願の手順と必要書類について

(①→④の順ですべて完了しないと出願したことになりません。提出先と期日が異なるので注意)

①下記書類を「〒206-8799 多摩郵便局留 文教大学奨学金受付センター宛」へ郵送【10月1日(金)必着】

* <u>郵送の際は、<出願ラベル(HP 掲載中)>を添付し、レターパックあるいは簡易書留で郵送</u>してください(追跡番号を控える)。

全員	給付奨学金確認書 <原本> ※用紙は「給付奨学金案内(冊子)」の一番後ろに 綴じ込み	・用紙は学生課窓口にて直接配布 (締切 9/16)、または郵送で配布します (郵送の場合 Google フォームから 9/16 (木) までに受取申請) ・記入例を見ながら、必要事項を記入、押印・複写式 【提出用】のみ提出 (控えは本人保管) ※本人控え用にコピーをとっておくこと
	記入済みの「スカラネット入力下書き用紙」の 全ページ <u>コピー</u> (原本は学生保管)	・用紙は HP 掲載中(A4 両面印刷) ・記入方法は下書き用紙本体と、機構発行「給付奨学金案内」 を熟読し、記入漏れのないようにすること
1年生のみ	出身高校発行の調査書	・卒業後に発行したものを使用すること。大学受験等で使用した「卒業見込み」となっているものは不可。 ・高卒認定試験合格者は高卒認定試験合格証明書を提出 ※貸与と給付の両方に申し込む場合は、1 部で OK
該当者のみ	在留カードのコピーor 住民票(原本)	外国籍の方のみ(給付奨学金案内 P.13 参照)
	社会的養護を必要とすることが分かる証明書類 「施設等在籍証明」「児童(里親)委託証明」 「措置解除決定通知書」	18 歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類(給付奨学金案内 P.18 参照)
	マイナンバーが提出できない生計維持者の「課税証明書」と「マイナンバーに代わる書類」	海外赴任等やむをえない事情がある場合のみ

②スカラネットへ申込情報を入力する 【10月3日(日)23:59まで】

①の出願書類を提出後、機構申込専用 WEB サイト「スカラネット(https://www.sas.jasso.go.jp/」」から、スカラネット入力下書き用紙に記入した内容をみながら入力してください。なお、入力に必要な ID・パスワードはステップ①の書類到着後に交付します。

①の書類を郵送提出後、ID・パスワードが4日経っても届かない場合は、必ず学生課までお問い合わせください。スカラネットでの入力終了時に『受付番号』が表示されるので、必ず控えておいてください(マイナンバー提出の際に使用します)。

③日本学生支援機構にマイナンバー関係書類を郵送する 【スカラネット入力後、1 週間以内必着】

「マイナンバー提出書のセット」(学生課窓口での直接配布→締切 9/16、または郵送で配布します→<mark>郵送の場合 Google フォームから 9/16(木)までに受取申請)</mark>の中にある、「【重要】マイナンバー(個人番号)の提出方法について」を必ず確認し、指定された方法でマイナンバーがわかる書類等を郵送してください。

1	マイナンバー提出書	必要事項を記入、押印
2	出願者本人と生計維持者(父母両方)の マイナンバーがわかる書類(下記のいずれか) ・マイナンバーが書かれた住民票《原本》 ・マイナンバー通知カードのコピー ・マイナンバーカードのコピー ※どのような収入形態(無職無収入含む)でも必須	・「マイナンバー提出書(所定様式)」に添付し、専用の提出 用封筒に入れ、学生本人が直接機構に簡易書留で郵送 (「【重要】マイナンバー(個人番号)の提出方法につい て」を必ず読むこと) ・離婚や死別により父子・母子家庭の場合、生計支持者はその 方のみになります。
3	出願する学生本人の身元確認書類	詳細は「【重要】マイナンバー(個人場合)の提出方法について」を必ず読むこと

- ※マイナンバーは日本国民全員に付与されています。マイナンバーカードがないことは提出できない理由にはあたりません。
- ※マイナンバーの提出が必要な者の中に、提出できない特別な事情がある人物がいる場合(生計維持者が海外赴任しており日本に住民登録がない等)は、別途必要な提出書類があります。個別に説明しますので、早急に学生課にお申し出ください。

④B!bb's のアンケート画面から授業料減免の申請書等入力【10 月中旬頃(詳細は後日メール連絡)】

出願書類を提出された方を対象に、大学から付与されている Gmail (学籍番号@bunkyo.ac.jp) 宛に、詳細 (入力期間等) についてお知らせします。

全員	授業料減免の対象者の認定に関する申請書	授業料減免の申請書です
該当者	学修計画書	学力審査で使用します。 ※学力基準が以下に該当する方が作成の対象者です。
		1 年生:学力基準③ 2 年次以上:学力基準②

2) 出願書類に不備があった場合

学生課や、本学が出願書類の確認及びデータ処理を委託している業者(株)アグレックスの文教大学奨学金係、もしくは 日本学生支援機構から皆さんに連絡をすることがあります。 <u>電話や大学から付与されているメールアドレスなど、常に確認し、</u> 連絡がとれる状態にしていてください。 不備が解消されない場合、審査ができませんので、ご注意ください。

3) 出願後の流れ

推薦·選考	大学で学力審査、機構で家計審査および選考し、採用者を決定	
採用決定	12月上旬(予定)に採用の合否について、出願者全員に連絡(Bibb's 配信) 採用された場合、給付奨学金の初回振込日は12月10日(予定)です。	
採用決定後、「誓約書」の作成と提出が必要です。 採用手続を行わない場合、採用取り消しになることがあります。		